

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県上尾市原新町26番1号

氏名 株式会社 共同土木  
代表取締役 内田 耕太郎

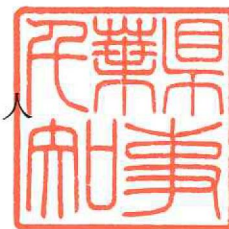
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可の年月日 令和3年3月18日

許可の有効年月日 令和10年3月17日



## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

## (2) 産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 燃え殻, (イ) 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）, (ウ) 廃油, (エ) 廃酸, (オ) 廃アルカリ, (カ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, (キ) 紙くず, (ク) 木くず, (ケ) 繊維くず, (コ) ゴムくず, (サ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, (シ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, (ス) 鋳さい, (セ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, (イ) 紙くず, (ウ) 木くず, (エ) 繊維くず, (オ) 金属くず（自動車等破砕物を除く）, (カ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, (キ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

【注意】  
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可証別紙1のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 積替・保管は、2.に記載する施設で行うこと。
- (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。
- (3) 廃棄物の保管高は、がれき類及び廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合廃棄物はフレコンバッグ2段積（2メートル）以下とすること。コンテナでの保管は、フレコンバッグ1段積（1.2メートル）とすること。
- (4) 保管量は、船舶の運搬量（1回分）を超えないこと。
- (5) 船舶の積み込みに合わせて運搬し、保管期間をできるだけ短縮すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成3年3月18日	更新許可
令和3年3月18日	更新許可（優良認定）
令和3年4月16日	変更届（役員変更）
令和3年12月23日	変更届（汚泥へ石綿含有産業廃棄物の取り扱いを追加）
令和4年4月21日	変更許可（積替・保管の品目変更, 保管容量の変更）

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 千葉市 許可番号 05510003982

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

**【注意】**

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙 1

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。），積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

産業廃棄物の種類	積替・保管場所の面積	最大保管量	保管高さ	数量	施設の所在地
廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類	184 m <sup>2</sup>	368 m <sup>3</sup>	2m 以下	1	千葉県袖ヶ浦市南袖31番地の一部
がれき類	384 m <sup>2</sup>	768 m <sup>3</sup>	2m 以下	1	
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）	6 m <sup>2</sup>	7.15 m <sup>3</sup>	1.2m 以下	1	
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	6 m <sup>2</sup>	7.15 m <sup>3</sup>	1.2m 以下	1	
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	6 m <sup>2</sup>	7.15 m <sup>3</sup>	1.2m 以下	1	

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。